

公文書名	非開示部分	開示しない理由
支出命令書	金融機関名 支店名 預金種目 口座番号 口座名義人	条例第7条第3号に該当 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
複式仕訳確認書	なし	
支払金口座振替依頼書	金融機関名 支店名 預金種目 口座番号 口座名義人	条例第7条第3号に該当 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
支出命令書兼予算差引確認書	金融機関名 支店名 預金種目 口座番号 口座名義人	条例第7条第3号に該当 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
振替収支命令書	なし	
所得税登録確認書	なし	
複式仕訳確認書(予定)	なし	
請求書(平成26年12月10日付及び平成29年1月6日付及び平成24年8月27日付分以外)	事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	委嘱弁護士の印影	条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため。
	委嘱弁護士の口座に関する情報	条例第7条第3号に該当 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。

公文書名	非開示部分	開示しない理由
平成26年12月10日付請求書	事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	委嘱弁護士の口座に関する情報	条例第7条第3号に該当 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
平成29年1月6日付請求書	控訴人名 東京都以外の被控訴人名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	委嘱弁護士の印影	条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため。
平成24年8月27日付請求書	原告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	委嘱弁護士の印影	条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため。
起案用紙【平成29年3月31日付28福保障精第1829号】	控訴人名 判決日付 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	委嘱弁護士の口座に関する情報	条例第7条第3号に該当 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
起案用紙【平成28年8月1日付28福保障精第705号】	原告兼申立人名 判決日付 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	委嘱弁護士の口座に関する情報	条例第7条第3号に該当 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。

公文書名	非開示部分	開示しない理由
起案用紙【平成26年12月26日付26福保障精第1625号】	原告兼申立人名 事件番号 措置入院先 措置入院日	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	委嘱弁護士の口座に関する情報	条例第7条第3号に該当 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
承諾書	依頼日 原告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
承諾書	委嘱弁護士の印影	条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため。
起案用紙【平成29年1月12日付28福保障精第1591号】	控訴人名 東京都以外の被控訴人名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
成功報酬について	事案名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
弁護士報酬基準	なし	
承諾書	依頼日 原告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	委嘱弁護士の印影	条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため。

公文書名	非開示部分	開示しない理由
起案用紙【平成28年7月28日付28福保障精第668号】	原告名 東京都以外の被告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
承諾書	依頼日 原告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	委嘱弁護士の印影	条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため。
訴訟代理人の訴訟委任について【平成28年7月5日付28福保障精第545号】	原告名 東京都以外の被告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
起案用紙【平成25年1月10日付24福保障精第1279号】	原告名 東京都以外の被告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
承諾書	依頼日 原告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	委嘱弁護士の印影	条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため。
訴訟代理人の委任について【平成24年12月11日付24福保障精第1133号】	原告名 訴訟内容 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。

公文書名	非開示部分	開示しない理由	
起案用紙【平成25年10月22日付25福保障精第1006号】	原告名 東京都以外の被告名 事件番号 和解日	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
和解が成立したことについて【24総総法訟第55号の7】	原告名 補助参加人名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
	第 回弁論準備手続調書(和解)	回数 事件の表示 期日 場所等 受命裁判官 裁判所書記官 原告代理人 被告補助参加人代理人	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	当事者目録	原告住所 原告 原告代理人弁護士 被告補助参加人住所 被告補助参加人 被告補助参加人代表者理事長 被告補助参加人代理人弁護士	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	和解条項	振込期限 口座に関する情報 補助参加人の従事業務	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	正本であることの証	和解日 場所等 裁判所書記官	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
起案用紙【平成24年9月3日付24福保障精第751号】	原告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
承諾書	依頼日 原告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
	委嘱弁護士の印影	条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため。	
依頼状【平成24年8月8日付24福保障精第554号】	原告名 事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
起案用紙【平成24年7月12日付24福保障精第340号】	委嘱対象事案	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	

公文書名	非開示部分	開示しない理由
起案用紙【平成24年3月30日付23福保障精第1783号】	なし	
承諾書	委嘱対象事案	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>
	委嘱弁護士の印影	<p>条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報のため。</p>
代理人の委嘱について【平成24年4月23日付24福保障精第112号】	委嘱対象事案	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>
委嘱状	委嘱対象事案	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>